

学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)
は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項 の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十七条(同法第四十九条 及び第八十二条 において準用する場合を含む。))又は第六十九条 の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条 の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

- 二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費